

## ○ふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例

(平成29年3月31日)  
条例第3号)

改正 令和4年11月28日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項及び第7項並びに同条第11項で準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 管理者は、職員（次の各号に掲げる職員を除く。）が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員
- (4) ふじみ衛生組合定年等に関する条例（昭和59年ふじみ衛生組合条例第4号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げる事由に該当する

ものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として管理者が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

**第5条** 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 管理者は、配偶者同行休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

**第6条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、管理者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

**第7条** 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他管理者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

**第8条** 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は当該配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 管理者が、配偶者同行休業をしている職員について、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年ふじみ衛生組合条例第3号）第15条第1項に規定する産前産後休暇を承認することとなったこと。

(3) 管理者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

**第9条** 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う臨時的任用）

第10条 管理者は、第2条又は第6条の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任期の限度として臨時的任用を行うことができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（ふじみ衛生組合職員定数条例の一部改正）

2 （省略）

附 則（令和4年11月28日条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 管理者は、この条例の施行の日（以下この条から附則第7条までにおいて「施行日」という。）前にこの条例による改正前のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第5条までにおいて「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第8条までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 管理者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の組合規則で定める職に、

基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該組合規則で定める職にあつては、組合規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。  
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条・第4条（省略）

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条（省略）

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条（省略）

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第7条（省略）

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条（省略）

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条（省略）

（ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置）

第10条（省略）

（ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第11条（省略）

（ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置）

第12条（省略）

（ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置）

第13条（省略）

（ふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例に関する経過措置）

第14条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後のふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例第2条第3号の規定の適用については、同号中「法第22条の4第1項の規定に

第3類 人事 (職員の配偶者同行休業に関する条例)

---

より採用された職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

(ふじみ衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 (省略)